

---

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 38 回作業部会及び第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

---

## 本資料の目的

1. 本資料では、第 38 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 10 月 24 日開催）（以下「第 38 回作業部会」という。）及び第 372 回企業会計基準委員会（2017 年 11 月 10 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたうえで、当該意見への対応を示している。

## 第 38 回作業部会で聞かれた意見

### （IFRS 第 16 号の概要及び IASB による IFRS 第 16 号の影響分析について）

2. 作業部会におけるエンドースメント手続は、今後の日本基準開発の方向性を示唆する面もあることから、検討の参考として IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）と米国会計基準のアプローチとの関係を整理すべきである。
3. IFRS 第 16 号の開発において、借手と貸手で非対称な会計処理とした経緯を整理すべきである。
4. 今回の IFRS 第 16 号の会計処理の概要の整理に加えて開示についても概要の整理が必要である。
5. IASB による IFRS 第 16 号の影響分析は、予想や想像が含まれ、IASB に都合のよいものとなっている可能性がある点で参考以上のものにならないと考えている。
6. 企業側にはリースに係る資産・負債を貸借対照表で認識しないこととする誘因があるため、それを達成するための新たなスキームを模索する可能性があるが、IASB による IFRS 第 16 号の影響分析はその点を吟味しない楽天的なものに留まっていると考える。
7. IAS 第 17 号「リース」（以下「IAS 第 17 号」という。）及び IFRIC 解釈指針第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」（以下「IFRIC 第 4 号」という。）については当委員会でのエンドースメント手続が済んでいることを踏まえて、それらが IFRS 第 16 号に移行する場合の影響を深掘りした整理をすべきである。

**(EUのエンドースメント手続の状況について)**

8. 従来のオペレーティング・リースに相当する部分の損益認識に関して、IFRS 第 16 号のモデルは米国会計基準のモデルと異なっており、この損益認識に関する相違はエンドースメント手続の重要なポイントの 1 つと考える。

**(IFRS 第 16 号の開発過程における我が国の関係者からの意見発信の内容と IASB の対応状況について)**

9. リースに係る資産・負債の貸借対照表での認識の提案について、我が国の関係者の見解には認識の是非や重要性など、様々な論点に係るものが含まれている。これらをまとめて IASB の対応を示すのではなく、論点ごとに検討経緯を整理すべきである。開示の提案についても同様である。
10. エンドースメント手続では、リースに係る資産・負債を貸借対照表に認識するか否かという点と、認識したうえで純損益への影響をリースの種類により区分するか否かという点を分けて評価を行うべきであり、後者が IFRS 第 16 号と米国会計基準の差であると認識している。
11. 会計基準に係る基本的な考え方の観点で「削除又は修正」を検討する場合、リースに係る資産・負債を認識すべきかの側面よりも、当期純利益にどのような影響を与えるかの側面が検討の中心となると考える。この点に関しては、再公開草案より前の段階の意見発信で IFRS 第 16 号と同様のモデルに対して費用が前倒しになることの問題を指摘しているため、当該意見発信に遡って分析する必要がある。
12. リースとサービスの区分に関して、意見発信の過程では、両者の区分が明確でないとの懸念が提起されており、エンドースメント手続の検討の対象とすべきと考える。
13. IAS 第 17 号から IFRS 第 16 号への移行に際して、オペレーティング・リースに相当する取引に係る資産・負債の貸借対照表での認識は重要な変更であるため、これはエンドースメント手続で検討すべき論点であると考えます。

**第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

14. IFRS 第 16 号のエンドースメント手続において、「削除又は修正」の可能性について予断を持たずに検討すべきである。特に、リースに係る資産・負債の認識に関する IFRS 第 16 号の改正が、我が国のリース取引の実務に照らして納得的か否かを検討すべきである。

15. IFRS 第 16 号の開発過程において、我が国からの意見発信に対して IASB の説明や対応が十分でなかったとの印象があるため、我が国から反対のコメントを行っている論点は、今回のエンドースメント手続でしっかりと検討すべきと考える。

### 第 38 回作業部会及び第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応

16. 審議事項(2)-1 第 4 項において、本日の企業会計基準委員会の確認項目を示しているが、これらの項目は第 38 回作業部会及び第 372 回企業会計基準委員会で聞かれた意見と次のように対応している。

(1) IFRS 第 16 号の会計のモデルの確認

- ① すべてのリースに係る資産及び負債の認識（第 9 項、第 10 項、第 13 項及び第 14 項）
- ② 単一モデル（第 8 項、第 10 項及び第 11 項）
- ③ 米国会計基準との異同（第 2 項）
- ④ 貸手の会計処理（第 3 項）

→ ①から④について、審議事項(2)-2 で論点の整理を行っている。

17. リースとサービスの区分に関するご意見（第 12 項）については、IFRS 第 16 号の個別論点の 1 項目（リースの定義、識別及び契約の構成部分の区分）として、第 39 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 11 月 20 日開催）において、審議を開始している。また、開示に関するご意見（第 4 項及び第 9 項）については、IFRS 第 16 号の個別論点の別の 1 項目として、今後、論点の整理を行う予定である。
18. 上記以外のご意見は検討の留意点を指摘するものであり、資料準備等の参考としている。

以 上